

新吉原「規定証文」からみる江戸幕府の遊所政策

関 千賀子

はじめに

本稿は、江戸新吉原が作成した「規定証文」(以下、「規定」^①)の改正をめぐる幕府内の評議を分析し、寛政期に成立した「規定」が、幕末まで用いられた背景について検討するものである。

「規定証文」について先駆的研究を行ったのが、石井良助である。^②石井は、寛政七年(一七九五)・弘化二年(一八四五)・嘉永六年(一八五三)と三種の「規定」(以下、「寛政規定」・「弘化規定」・「嘉永規定」)の存在を示した。そのうえで、町奉行所の認可を得て施行された「規定」は「寛政規定」のみであるとした。

ただし、「弘化規定」・「嘉永規定」については、幕府が両時期の「規定」を認可したのか否かを確定していないほか、弘化二年・嘉永六年の両時期に至って「規定」を改正する動きが出てきた背景についても分析していない。新吉原が、幕府政策上も重要な位置を占めたことは、藤田寛を始めとした研究史より明らかである。^③さらに、「規定」の改正に際して、新吉原・町奉行所間で何らかのやりとりがあったはずだが、石井を含めて、これまでに「規定」を用いた研究は幕府の遊所政策・遊所認識という視点を欠いており、この史料が持つ歴史的意義を必ずしも十全には把握してこなかったように思われる。

以上より、本稿では、「規定」改正をめぐる幕府内の評議の分析や三種「規定」の比較を通じて、「寛政規定」が一貫して用いられた背景について検討する。

第一章 「寛政規定」改正をめぐる幕府内の評議

(1)「寛政規定」の概要

寛政七年(一七九五)に制定された「寛政規定」は、新吉原の遊女屋が同所の秩序を維持するために作成した規定集である。^④曾根ひろみによれば、これ以前にはまとまった規定集が存在せず、個々の事柄に応じて随時制定されていたという。^⑤

また、「寛政規定」は写本がいくつも存在していることが特徴である。例えば、「寛政規定」の分析に際して、石井良助は東京大学総合図書館所蔵の『新吉原取極書』を底本とし、塚田孝や曾根ひろみは国立国会図書館所蔵の『寛政・享和撰要類集 芝居、吉原、穢多、非人 三』のうち「新吉原町遊女屋規定証文」を底本とした。^⑥前者は何者かが個人的に作成した筆写物で、後者は町奉行所の役人が執務の便宜を図るために作成した先例集である。これ以外にも、例えば、早稲田大学図書館には『新吉原規定証文』が所蔵されており、水戸藩士であった内藤耻叟(一八二七―一九〇三年)の蔵書印を確認できる。^⑦そこには、「寛政年中町入用減少二付 新吉原遊女町規定証文写」と記されていることから、寛政期に町法改正を検討した幕府もしくは、その影響を受ける町側で作成された写本のいずれかであると考えられる。すなわち、「寛政規定」の写本には、何者かが個人的に作成した物、幕府の役所で作成した物、町が作成した可能性のある物など様々な系統が存在するのである。各写本の作成および所蔵に至った経緯については後々考えていくこととした

い。

「寛政規定」は全八一条から成る。塚田孝は、それらを①遊女屋仲間と遊女の存在形態、②遊女屋仲間が従属的に編成している部分、③名主の役割、④町制機構の四つに大別した。曾根ひろみは、塚田の言う「寛政規定」制定当時の遊女屋仲間組織と町政が分離しきらない状況を踏まえつつ、「町全体で守るべき規範であるというべールの下に、遊女屋の利益・意志が貫徹していた」と指摘した。

弘化・嘉永両時期の「規定」は石井の示した物が唯一である。石井によれば、「寛政規定」に削除修正を施したものが「弘化規定」「嘉永規定」である。

これら三種の「規定」における法文上の変化を表1に整理した。比較の基準とする「寛政規定」については各箇条の要旨、「弘化規定」については「寛政規定」と同内容の箇条番号と削除修正の有無、「嘉永規定」については朱書による加筆の有無を記している。

概観すると、弘化二年（一八四五）正月に作成された「弘化規定」では「寛政規定」の多くに削除修正を施しており、箇条自体の消失もあつて全七八条と数を減じている。また、嘉永六年（一八五三）五月に作成された「嘉永規定」は「寛政規定」に朱書で加筆を施しており、新吉原から町奉行所に宛てた願書の性質を帯びている。加筆箇所は、必ずしも「弘化規定」で削除修正があつた箇所と一致しない。これらは「寛政規定」を制定して以降、二種の「規定」作成をめぐる新吉原の状況に何らかの変化が生じていたことを示唆する。

(2) 「弘化規定」認可の有無

本節では、三種「規定」の間に位置する「弘化規定」が、町奉行所の認可を受けたか否かについて検討する。次の史料は、嘉永元年

（一八四八）十二月に、南町奉行遠山左衛門尉景元から北町奉行牧野駿河守成綱へ「寛政規定」改正の是非について掛け合った際の文書である。

新吉原町規定証文之儀、先般仲間組合停止被仰出、其後先前之假差置候而者不都合之廉も有之候二付、相改度旨二而、夫々引直し、又者追加致し、鳥居甲斐先勤之節、右町名主共何出、跡部能登守同様之節、取調之上弥差支無之哉之旨再應相礼候処、右様相成候得者一同難有承伏致し候儀之旨、名主共受書も差出候間、右相改候規定書案之趣承届可申旨、御先役鍋嶋内匠頭江先役及相談候処、存寄無之趣二付、右之段申渡候処、遊女屋共儀者連判致し候得共、茶屋共等者巨細二涉迷惑致し候由二而連印相拒候もの多人数有之候哉二而、不穩筋二も相聞候二付、尚再考中、同人御役替相成、拙者当御役成後、組市中取締掛之もの右訳合申聞候間、一覽勘弁致し候処、一体右寛政度仲間自法同様之儀、於奉行所承置候も徒法之儀而已二而、相当之儀与も不相聞候処、尚又何出候由、品々引直し、又者追加之廉等相立正民同様二論し規定相立候も、何分情態を不解儀二而、都而倫理二においてハ遊民二候迎可異筋ハ無之候得共、渠等か渡世筋二においてハ更ニ別格之事柄ニ候処、其差別なく普通之商法者共ニ附会致し規則を相立候得共、素分不成を強ひ候訳二而、其上新規定承置候得者、猶更蛇足を添候様なるもの二而、決着之所ハ不取用方ニ有之候得共、先兎角なく浮置可申旨、伊勢守殿江申上、新古規定書御目ニ掛ケ置申候処、其後右町々之もの共、新規定書奉行所江伺出置候候二相成居候間、諸事新古之規定区々心得居、却而相混差支候儀有之候間、何与歟差図可及場合ニ候得共、素分不都合之事多、惣而御制禁筋之儀ハ申迄も無之、其餘娼家之規定を官府二而議し可立遣筋も無之間、奉行所二而

者沙汰不及、惣而相對ニ而申合置候様申渡下ケ遣候方相当可然
与も存候（後略）

史料の内容は、以下の通りである。南町奉行鳥居甲斐守耀蔵の在職中、新吉原町名主らは、株仲間解散による仲間組合の停止によって不都合が生じたことから、「寛政規定」の改正を求めた。南町奉行跡部能登守良弼の在職中、改正に伴う支障の有無について再び新吉原へ確認したところ異論はなかった。弘化元年（一八四四）十二月二十六日、「寛政規定」改正の承諾について、遠山の前任である跡部から牧野の前任である鍋島内匠頭直孝へ相談すると、翌月、異存は無いと返答があった。それについて、跡部から新吉原町名主へ申し渡すと、茶屋などが「規定」に迷惑して連印を拒むのではないかと不穏な話を聞いた。再考していたところ、弘化二年（一八四五）三月、跡部に代わって遠山が南町奉行に就任した。

一連の経緯を聞いた遠山は、老中阿部伊勢守正弘へ次の内容を上申した。④改正「規定」（「右相改候規定書案之趣」）は、寛政期に遊女屋仲間が自ら決めた法、すなわち、「寛政規定」と同様で、町奉行所で認可（承置）しても結局は無益な法となる。⑤一般の者と同様に論じて「規定」を設けようにも、遊女屋は一般の者のありさまを理解しておらず、倫理については遊民であっても一般の者と異ならないだろうが、遊女屋のような渡世筋においては特殊な事柄である。一般の者と区別をせずに普通の商法を用いる者と同様に規則を設けることは、元々無理を強いている。¹⁷⑥よって新規の「規定」は採用しないが、一先ずは保留すべきである。

以上の経緯を踏まえて、遠山から牧野へ次の内容を相談した。⑦その後、本件が現在まで手つかずの状態にあるため、新吉原の者が新旧の「規定」を混同しないように何かしらを指図すべきである。しかし、町奉行所で「規定」を決めることは、①・②のように元々

不都合が多いほか遊女屋の「規定」まで役所で評議する必要はない。よって、新吉原の者が相対で決めるように指示すべきである。

つまり、遠山は、遊女屋のような渡世筋では「規定」を順守できないという考えの下で、改正「規定」に町奉行所の認可を与えても「寛政規定」と同様に無益であること、そもそも遊女屋の「規定」に役所が関与する必要はないこと、以上を理由に町奉行所が新規「規定」に対応すべきではないと主張したのである。

嘉永二年（一八四九）正月二十日、牧野が「何之存寄無御座候」と遠山の考えに異存はないと返答し、同年正月二十三日、町奉行所から新吉原町名主へ、従来通りに「寛政規定」を用いることを指示した。¹⁸同日、町名主らは請書を提出している。¹⁹

弘化元年における「寛政規定」の改正願いは、返事が保留された状態で嘉永元年十二月に至り、最終的に町奉行所は不関与の姿勢を示した。つまり、「弘化規定」は町奉行所による公的な認可を受けなかったと結論づけられる。

第二章 嘉永期幕府内の評議

(1) 嘉永五年幕府内の評議

嘉永五年（一八五二）十月、町奉行池田播磨守頼方は、「市中取締筋其外之儀ニ付取調申上候書付」（以下、「嘉永五年十月上申書」として一六条から成る調査書を老中阿部伊勢守正弘へ上申した。²⁰本調査書は、いずれの項目にも「再風聞之趣」を付記しており、数度にわたる調査の内容を反映したものである。その要旨を表2にまとめた。ここでは、江戸市中における天保改革後の風俗や景気の状態、嘉永四年（一八五一）三月の諸問屋再興後の物価をめぐる状況について報告している。

表 1

No.	a. 「寛政規定」	b. 「弘化規定」	c. 「嘉永規定」
1	遊女屋名題の有無と遊女の抱え方について	○ 1	
2	切支丹宗門・博打・諸勝負の調査について	53	
3	客の長居について	○4	○
4	客の腰の物について	5	
5	客の名前の記録について	○6	
6	不審者の留置・報告について	54	
7	御尋者調査について	○55	○
8	店廻による御尋者調査・町方御用筋について	○56	○
9	中之町通りの火の元取締りについて	57	
10	自身番屋の詰め方について	58	
11	中之町通りの茶屋店役による巡回について	48	
12	東堀際・西堀際通りの木戸の取扱いについて	59	
13	火の用心について	60	
14	遊女屋家内の不寝番について	37	
15	火消人足の手当について	61	○
16	燈籠見物群衆時の抱人足・駆付人足の手当について	○62	
17	抱人足・駆付人足の給分衣類ほか諸入用の負担について	○63	
18	抱人足・駆付人足による遊女屋や茶屋への立入りについて	○63	
19	火消人足に対する衣類の渡し方・冬春風烈時抱人足の自身番の詰め方について	○64	
20	田町龍泉寺町近辺で出火のうえ新吉原が風下だった場合の火消人足の取扱い方・新吉原で出火した場合の最寄り町火消人足の駆付けについて	○65	
21	出火時の遊女屋と茶屋の抱人足・新吉原最寄り町々駕籠入口の者の取扱い方について	○38	
22	出火時の遊女の避難方法について	○39	○
23	諸御触について	66	
24	人別調査について	○2・3	○
25	浅草筋新吉原町裏通りに御成の際の取扱い方について	67	
26	自身番の勤め方について	○68	
27	大門口番人の勤め方について	○69	○
28	喧嘩口論が発生した場合の対応について	70	
29	隠売女の調査・出訴・引取り方について	○40	○
30	年季明け前の売女の引受人に関する調査について	41	
31	遊女を抱える際の調査・年季・女衞の取扱い方について	○13	○
32	口入渡世の者の取扱い方について	○14・15	
33	病気の遊女の取扱い方について	○16	○
34	遊女が別荘で養生する際の取扱い方について	○18	
35	遊女の衣類について	19	
36	禿の衣類について	20	
37	夜具について	21	○
38	遊女の髪飾りについて	○22	○
39	家作について	○24	
40	屋根について	25	
41	新吉原の囲いほか目隠し板について	26	

42	遊女の身揚げについて	○27	○
43	遊女から抱人足への仕着・下男下女への御節句心付けについて	35	
44	遊女年季中の諸入用の取扱い方について	28	○
45	年季明けの遊女の取扱い方について	17	
46	遊女屋における客の預かり物について	8	
47	蔵替について	○29	
48	客廻し男が引受けた揚代金に滞納があった場合の出訴について	—	○
49	新造出しの際の遊女衣類・付金・下男下女仕着の取扱い方について	○30	
50	他の遊女屋へ行った馴染みの客に対する嫌がらせについて	○31	
51	茶屋船宿らへの引手銭・音信について	○12	○
52	遊女屋の召仕遣手女客廻し男の奉公・服装について	○32	
53	その他の奉公人について	33	
54	遊女屋の召仕に対する祝儀について	○34	
55	茶屋の案内がない客の調査について	10	
56	揚代金の勘定が不埒な茶屋の取扱い方について	○11	○
57	新規茶屋名題の者の揚代金の支払い方について	49	○
58	遊女を買う客が芸者を呼ぶ際に付ける新造の人数について	○7	
59	他所より新吉原町へ引っ越す者の取扱い方について	—	
60	金銭が無い者に遊女を出して揚代金代わりに衣類を留置く類について	9	○
61	質屋の不束な対談・質屋仲間に未加入で質物を取引きすることについて	○71	
62	質屋組合仲間の設立について	○72	○
63	新吉原の商人による諸色値段の設定について	73	○
64	山谷田町龍泉寺町近辺の水茶屋船宿が遊女屋へ不審者を案内することについて	74	○
65	夜商人の人数制限について	75	
66	按摩人数の調査・賃銭ねだりについて	76	○
67	新吉原類焼時の仮宅について	○42	○
68	町内で不幸があった際の休業について	36	
69	茶屋軒数の限定・茶屋名題札の取扱い方について	○43	○
70	出所が不確かな客の取扱い方について	44	
71	連絡を受けた遊女屋に客を送っては金銀を受取る茶屋・付金について	—	○
72	茶屋が大勢の芸者を呼ぶことについて	○45	
73	女芸者の中宿について	46	○
74	茶屋案内分の遊女屋揚代に関する取扱い方について	—	○
75	揚代金の出入について	—	○
76	惣茶屋中世話役の職務について	○47	
77	男女芸者名題札の上限について	○50	
78	男女芸者の勤め方について	○51	○
79	角町家持庄六受持ち分の諸負担について	○52	
80	駕籠渡世人の取扱い方について	77	○
81	髪結いの持ち場所・弟子の人数について	○23・78	

No.の数字は「寛政規定」、b.の数字は「弘化規定」における箇条番号を示す。「寛政規定」と比較して、加除修正を確認できた箇所には○を付し、箇条自体が削除された箇所には—を付した。

再調査した内容のうち、風俗については新たな対策を講じる必要はないとする判断がほとんどであった。一方で、景気については天保改革以前と比べると諸商人や新吉原が不景気であること、物価については嘉永四年三月の諸問屋再興後も諸式が高騰していることが報告された。そのうち、後者は、諸問屋仲間が文化期以前の様子に戻れば新たに商法を立てるという具体的な対応を記す点で他の報告と異なっている。これは、物資の輸送に際して不正を行う者を規制することで、江戸の諸式が不足することや物価が高騰することを回避しようとしたものである。すなわち、本調査書は、江戸の経済回復を阻害する原因の特定に重きを置いて作成されたものといえる。

以上のような調査書の特徴を踏まえつつ、本節では、新吉原に関する内容を確認し得た六条目と一一条目に焦点を当てて「嘉永規定」作成の背景に迫ってみたい。

六条目では、女髪結の増加や囲妾として数人の男を引き受ける隠売女の存在を問題視し、「法度ニ相成候得は、輪を掛候工夫致し」という点で同列に扱っている。再度実施した風聞調査において、女髪結は「大行之儀とも相聞不申」と、さほど問題視されていない。囲妾については「岡場所と唱候所々之売女屋不残取潰相成候以来」とあり、天保改革で隠売女の取締りを徹底して以降の変化を記している。

且隠売女当時は囲妾之姿にて大勢客取致し却て巧之趣ニ候処、前々より囲妾之儀ニ付町触申渡等無之、如何之筋ニは有之候得共、妻妾等無之もの共竊ニ右体之儀致来候は従来之儀ニ有之。尤老入立囲置候ては宿賃雑用等迄入費多候ニ付、囲妾之唱ニて実は相互ニ納得之上両三人にて世話致し遣し候も有之哉ニ相聞候得共、是以全近頃相始候儀ニは無之哉之処、売女屋引払後勤

番又は町人召仕等之若キもの共遊所通ひ遠路ニ相成、往返手間取自在ニ相成兼、自然勤向ニも拘り候場合より右所業および、数人客取致し候も有之由ニ候得共、右体之身分之ものは素より手元有余有之候故榮耀ニ致し候ニは無之、一時遊興之代りニ仕成候も可有之。勿論手重之手当等不致候ては囲女も老人之客を専居候ては老父母等之養育方ニも相成兼候ニ付、自ラ前文之通相成候儀ニ可有之哉。是等も方正を以論し候ては難捨置候得共、於事實隠売女致し候儀とは掛隔も有之候処、余り厳酷ニ過候ハ、右等之もの共自ラ不勤も出来多く之痛ニ可相成も計兼、是以大行之儀ニも無之趣ニ付、旁猶無間断心付候様廻同心共え申付、且穿鑿之上隠売女同様之所業致し候ものも有之候ハ、其節は嚴重及吟味候様可仕と奉存候。

史料の内容は、以下の通りである。現在、隠売女は囲妾の姿で大勢の客を取っている。表向きは囲妾であるため、取締る町触などは無く、妻や妾などのいない者は前々から囲妾をしてきた。勤番や町方の召仕などはもともと岡場所に馴染みがあり、今は遊所へ往復する手間を省くために囲妾で遊興している。囲妾の側も、一人の客だけを相手にしている。取締りが厳格すぎるとは、勤番や町方の召仕、世話になつてはいる。取締りが厳格すぎるとは、勤番や町方の召仕、囲妾らの勤めが困難となつてしまう。同心へ指示して隠売女同様の所業があれば吟味したい。

つまり、町奉行は、囲妾を隠売女としながらも、囲妾に紛れた隠売女の法的処罰が困難であること、勤番や町方の召仕、囲妾がそれぞれの勤めを果たせるようにすべきであるという考えから、妻や妾のいない複数の男による囲妾を「隠売女致し候儀とは掛隔も有之候」と容認したのである。幕府は、金銭授受を伴う性行為を実質的に容認する一方で、婚姻外のものについては堅く禁じていた。²⁾ 隠売女と

表2

No.	再調査すべき内容	報告内容
1	武家・町家の者の衣類などが奢侈となる一方で諸商人の売上が少なく不景気であること。	特別高価な物是用いておらず、不景気という話も聞かない。
2	諸問屋仲間の再興後も諸式が高騰していること。	諸問屋仲間が文化期以前の様子に戻った後に、商法を立てて不正を防止する。
3	諸商人が、売上が少なく不景気であると悪口を言っていること。	目立った売上の減少はないが、天保改革以前と比べれば大幅に減少している。
4	所々の料理屋が不景気である中、有名な料理屋では高価な品々を取り扱って繁昌していること。	文政期と比べると特別高価な品々ではないが、手の込んだ品々を拵えたことは事実である。
5	婦人の衣類の着方が乱れているのは、身分不相応な衣類を着用しているためであること。	婦人の服装は節儉に起因するもので、美服の着用が原因ではない。
6	女髪結いや、隠売女同様に客を相手にする囲妾が増加していること。	女髪結いは以前ほど大掛かりな商売をしておらず、囲妾は隠売女とは異なる存在である。
7	銭払底と噂を聞いては自己の利益を優先して銭を溜め置く者がいるため、諸式高騰が止まないこと。	利益に拘って銭を占有し、銭相場の引き下げを阻むようなことをする者はいない。
8	小藜蘆について、高価な品々を取扱って多くの利益を得る者がいること。	御府内限りの流行で値段も減少傾向にある。
9	浅草寺の役者や寺院の代官が、浅草寺境内の新規梅林出来に乗じて利益を得ようとしていること。	遊客が足を止めるような場所ではなく、寺院代官などが利欲に走るようなこともない。
10	谷中団子坂の梅林出来によって、見物人や茶屋の客が増えていること。	見物人は群集するが、庭を開いている時期に限られるため問題ない。
11	天保改革で岡場所を一掃したことで新吉原が繁盛すべしところ、さらに不景気になっていること。	町奉行所が揚代金訴訟を取り上げないことで新吉原内で争いが生じたほか、市中の囲妾に客が流れている。
12	猿若町の芝居が繁盛し、役者が奢侈になっていること。	以前のような奢侈に戻って高価な品々を用いているようなことはない。
13	浅草寺境内の鯨細工の見世物小屋は見物人が多いほか、大坂で多分の利益を上げて当春江戸に戻ったこと。	度々町触に背いて大掛かりな営業をしていたが、今節はもう江戸の見世物小屋を引き払うようである。
14	浅草御蔵前八幡境内で木魚講中という無数の群を成し、衣類などに失費がかさむ者がいること。	風俗の乱れや衣類・木魚等に失費がかさむ者が生じないように注意した後は何も起きていない。
15	法花宗題目講中も木魚講中同様に群衆し、風俗の乱れに繋がること。	これは以前からあることで、口論やいかがわしいことも生じていないため、問題ない。
16	前箇条のほか天神開帳など催事に伴う群衆については、一時的なものであるため調査していない。	—

囲妾は、いずれも前者に該当する。異なるのは、隠売女が不特定多数の男を相手にする一方で、囲妾は単身者かつ特定の男を相手にする点である。幕府もまた、この点をもって両者を全く異なる存在と見なしたのであろう。

「B」を付記したものである。

「A」では、天保改革期の岡場所一掃によって繁盛するはずの新吉原が、未だ不景気であることの原因について述べている。

「A」

(前略) 吉原町は往古より御免之遊所ニて右場所之作法有之、外々とは違ひ窮屈なる場合有之、岡場所ニ馴候客は氣風ニ合兼、多分は品川外三宿之飯売女を買上遊興致し候ニ付、右宿々繁昌致し、吉原町之為ニは相成不申候由。所々ニ売女屋有之頃は、勤番之藩、町方之召仕等纒之時刻を計密ニ遊興致し候勝手宜、廓中は程遠ニて風儀も違ひ候ニ付遊人共疎遠ニ成行、(中略) 乍去昔より御免之遊所、世間之聞へも不憚、野卑なる工風致し候は、人氣居合不申故之儀、右等之風説上方筋えも相聞誹謗致し、江戸一体之外聞にも不心附、自己之利潤ニ迷ひ候浮薄之人情相成候は、衰微より起り候儀之旨。

史料では、不景気の原因として、新吉原特有の作法が岡場所に馴染んだ客の氣風に合わないことから、客の多くが品川ほか三宿(千住・板橋・内藤新宿)の飯売女で遊興すること、勤番や町方の召使についても、立地と風儀の不一致を理由に新吉原と疎遠になつていふことを挙げている。そのうえで、公許の遊所が不人氣ゆえに下品な工夫(遊女揚代直下之引札出し候²³)をしていふとの風説が上方へ伝わることを危惧するとともに、江戸全体の評判よりも自己の利益を追求する状況は衰微が原因であると述べた。

次に、「B」では、再調査を踏まえて新吉原が不景気である原因をより詳細に記している。

「B」

(中略) ④ 先年、揚代金出入取上無之趣ニ町触差出候ニ付、相對を以問合候間、濟方致し候もの無數、茶屋有之客は茶屋より遊女屋え立替相払候處、茶屋より客を相手取願出候儀も不相成候に付迷惑致し、其節之為メ小釣錢と唱式朱二付壹匁ツ、其客之遣高二心し遊女屋より茶屋え褒美ニ遣候處、是も表向不相成段古來取極候同所規定証文ニ有之、右自法ニ相背候趣を以及沙汰候儀も有之候得共、兎角追々ニ增長致し、(中略) 一統困窮致し候ニ付、右小釣錢可相止旨度々相談致し候上、遊女屋共連印致し堅ク取極メ候ても、中ニは密ニ相對致し小釣差出し候もの有之(中略) 右小釣丈食物其外え相掛候ハ、客之為メニも可相成哉と直下之引札差出候もの有之候處、見込之通評判宜、仮成繁盛致し候由。又野引と唱候もの有之、是は吉原町河岸小格子遊女屋若ひものにて、客を無体ニ引上、或は田舎ものと見受候得は無謂金錢を為遣、不宜風儀を仕出し候ニ付、五町奉公を被構無宿体ニて茶屋名題も無之もの共廓中を徘徊致し、無体ニ遊興相勧メ下直之遊女屋え引込、若ものと相對致し小釣錢等貴受候ニ付、右等之儀ニて問々口論等有之候間、右を恐相応之客も不參様相成、其上市中ニ囲妾と唱候もの近來多く罷成、遊女買揚ニ參候身元相応之もの共は何れも囲妾致し候様相成候間、右廉々ニて吉原町衰微之趣ニ相聞候ニ付、如以前、遊女屋揚代之出訴取上相成、茶屋共小釣錢相止ミ、野引と唱候もの徘徊不致様相成候ハ、古復可致趣ニ有之。右ハ去ル寅年三月中端々料理茶屋水茶屋等之名目ニて酌取女茶汲女等年古抱置候もの共猥ニ相成候趣、新吉原町之外は深川永代寺門前を始都て隠売女

二有之、風俗ニ拘り候間取払可被仰付処、御宥恕を以御仕置御咎等之不及沙汰候間、商売替致し正路之渡世可致、抱置候女子共は相対を以吉原町え奉公住替差出候儀、并右渡世之もの共同町人別ニ加り遊女屋商売致し候は勝手次第之旨、其外品々取締筋之儀町触有之候ニ付、商売替致し正路之渡世相始候も有之候得共、先は吉原町え引移遊女屋相始メ候もの共多人数ニ付、廓中之儀は寸地も無之趣ニ相聞候間、尤繁昌可致之処、新二他所より引越候もの共多く候ニ付、同所之規定証文等取用不申、自己之利潤ニ相拘（後略）

町奉行は、新吉原が衰微する原因として以下の点を挙げた。①町奉行所で新吉原の揚代金に関する訴訟を取り上げなくなつて以降は、未解決の案件が多発した。客と遊女屋の間で揚代金を仲介している茶屋が迷惑するため、遊女屋から茶屋へ褒美として小釣銭（口銭）を遣わした。次第に額が増長して遊女屋全体の困窮が危ぶまれるが、未だに止まない状況にある。②零細な遊女屋で働く野引や無宿体で茶屋名目の無い者による強引な客引きや、小釣銭の授受に関する口論などのせいで客も近寄らない。③市中で囲妾が増加して「身元相応」な遊客はそちらに流れた。

そのうえで、町奉行は老中に対して以下の内容を提案した。④以前のように揚代金に関する訴訟を取り上げるべきである。⑤天保十三年三月中、江戸の端々料理茶屋・水茶屋で酌取女や茶汲女などを抱える者に対して、商売替えのうえ女子を新吉原の遊女屋へ移籍させるか、女子と共に同所の人別に加わつて遊女屋商売をするかを選ばせる趣旨の町触を布達した。多くは新吉原で遊女屋を始めたが、「規定」を守らないために①・②のような問題が生じている。

「A」・「B」より、町奉行は、とりわけ江戸で性売買を求める人々のニーズが変化したこと、町奉行所で揚代金に関する訴訟を取上げ

なくなつたために小釣銭が横行して廓内の諍いを生んでいること、以上を新吉原の不景気が続いている原因として理解していたといえる。前者は、宿場の飯売女や市中の囲妾へ客が流れていることを指すが、町奉行所としては実質容認する姿勢を示している。後者については、「A」・「B」波線部より、茶屋に遣わす小釣銭の分だけ遊女の揚代金を引下げる遊女屋が繁盛している状況と、それらが悪評として上方に流れる、すなわち、江戸全体の評判を下げるとした幕府側の危機意識が密接に結びついていたことがわかる。ゆえに、町奉行は、揚代金に関する訴訟を再び取り上げるべきだと主張したのである。また、こうした状況が、新吉原の繁盛を意図したはずの岡場所一掃によつて廓内で「規定」に背く者が増加した点に起因することも理解していた。

嘉永五年十一月十五日、老中は調査書に対して十二条の返答を出した。六条目と一一条目については、「囲妾之内大勢之客を引受、隠売女ニ紛敷分者、厳敷相制候様可被致候」とあり、大勢の客を取る囲妾に限つて厳格な取り締まりを指示するに止めている。

本調査書が、江戸の経済回復を阻害する原因を特定するために作成されたことは前述した。幕府は、六条目と一一条目において、天保十三年に実施した隠売女取締りの影響について調査している。取締りの目的は、岡場所の撤去によつて新吉原を繁盛させることであつた。囲妾が隠売女同様の所業に及んでいる事実は、実質として改革以前の状態に戻つてしまったことを示しているが、幕府はさほど問題視していない。本調査書では、あくまで新吉原が不繁盛である原因を新吉原内部に求めている。具体的には、揚代金や小釣銭の取扱いを主とした「規定」に違反する者、すなわち、岡場所に出自を持つ者への対処が次なる課題として認識されたのである。

(2) 嘉永六年幕府内の評議

嘉永六年（一八五三）四月十日、町奉行池田播磨守頼方は、「新吉原町取締筋之儀ニ付入御聴置候書付」を老中阿部伊勢守正弘に上申した（以下、「嘉永六年四月上申書」²⁵）。そこでは、前掲の「嘉永五年十月上申書」と同様に、新吉原が抱える諸問題と市中で生じる諸問題に言及したうえで、今後の対応を述べている。

新吉原が抱える諸問題について「嘉永五年十月上申書」と異なる箇所は、遊女屋・茶屋間における関係性の変化に言及している点である。具体的には、天保十三年に岡場所から新吉原へ移転してきた者が「規定」を破ることで廓内の秩序が乱れて遊女屋が衰微する一方、茶屋は軒数が増えたという。それにより、「当時ハ遊女屋とも茶屋え媚諂渡世致し候姿ニ相成、首尾反覆いたし候」状況を述べた。かつ、そうした茶屋で娘や養女に囲妾として売女に紛らわしい行為をさせる者がいるとの風聞を記している。

これに続く史料は、次の通りである。

（前略）其外²⁶隠売女ニ紛敷もの御改革後追々嚴科ニ被処候故漸々相止、当節は断絶仕候得共、其以来市中囲妾多ク相成候は右之一変ニて、中ニは今ニ如何之所行および候ものも可有之哉之風聞も有之候間、組之ものえも無油断申付置候得共、嚴密之²⁷糾重²⁸置および地主家主共等畏縮致居候故、隠レ忍ひ、其上夫々申披相成候義を工夫致し容易ニ探索行届不申、元来多数之料理屋水茶屋共一時ニ廓内え集合致し候上は、悉賑ひ候は必然之道理ニ候処、其当座一過は景気盛ニ相見候得共、次第々ニ衰廢および候段、畢竟吉原町は古来より之作法を守、髮形衣服等まで古風を不失を専一二仕、流行ニ連レ風俗を不改、大見勢遊女共は今ニ詩歌等をも相嗜、高上之氣韻を尊ひ候処、岡場所之もの共²⁹は其土地之習俗、時之流行ニ随候故、卑劣ニて人情格別齟齬致

し候所、右ニ馴候客は吉原町之上品なるを嫌ひ、深川其外野鄙下品之方氣風ニ協候より、おのつから四宿旅籠屋等ニて及遊興候趣ニ有之、右廉々も吉原町え之客無数相成候一端と相聞、前段之通新古之遊女屋共間柄確執ニ相成、何事之申合も不相整、規定相類レ混乱いたし候は、全岡場所之もの之為ニ衰微を醸し候義と苦情申唱不伏之ものも有之哉ニて、無謂儀にも無之候間、右事情を以相考候得は、当時有来遊女屋之内端々より引移候もの共程克外場所え引分候へは、吉原町は悪習を退け取締も相立可申。又引分り候ものは其土地之風ニ立復り候ハ、世上一般耳目を改、双方共賑ひ可申。且は市中如何之囲妾等も相止可申哉。（中略）追年御当地御繁栄戸口殖候ニ随ひ町家も相増候に付、一廓而已ニては大都会之人氣ニ釣合不申、最寄端々え次第ニ料理茶屋水茶屋出来数ヶ所ニおよび候も自然之勢ひニ可有之処、全一廓ニ限り此儘ニて年を経候ハ、終に相對密通を始倫理を乱候奸姪ニ流可申哉。既寛政御新政之節取払被仰付候場所も有之候得共、場末之義ハ御構無之、近来迄も端々売女屋共料理茶屋水茶屋之名目ニて被差置候義にて、右等を考弁仕候へは、壹ヶ所限ニてハ都て自余之弊を生し御世話も絶不申、御咎受候もの等も出来可申。（中略）就ては得と勘弁仕候処、前書廉々之弊不相止候ては景気立直申問敷趣ニ相聞候間、差向取締相付候よりいたし方無之候処、寛政七卯年先役共より町年寄樽与左衛門え掛申付、同人方ニて取調規定証文為取極候趣留記有之、素より娼家之規則を奉行所ニて議候も於事体可然義にも無之候間、今般も先例ニならひ館市右衛門え懸り申付、於同人方規定証文を基本ニ据、追々其筋心得方相糺候上、寛政七卯年より五拾九年之年曆を経候義廓中沿革も可有之、殊ニ寅年御改正後³⁰は別て風俗も変候義ニ付、時勢に不相協実々難捨置取締筋之儀ハ

取舎増減いたし、徒法不相成永統之仕方篤と取調申立候様申渡候二付、猶取調之趣可申上候。且遊女揚代金出入取上有無之義は当時評定所一座再評議中二付、是又追て一座より相伺可申候。此段入御聴置候。以上。

町奉行は、市中で生じている諸問題について、天保改革で隠売女が断絶した代わりに市中の囲妾が増加したこと(①)、厳格な取調べによって地主や家主などが畏縮してしまい、不正な囲妾は身を潜めて弁明も工夫するため探索し難いこと(②)を述べた。続けて、岡場所遊女屋の新吉原集住によって同所を繁盛させる目論見が外れた原因として、古風な伝統を守る新吉原と比べて岡場所には土地ごとの習俗や流行があることで人情に大きな齟齬が生じている点、岡場所に馴染んでいた客が新吉原の上品さを嫌って四宿の旅籠屋などで遊興する点を挙げている(③)。

町奉行は、新旧遊女屋間の確執が岡場所から移転してきた者によって引き起こされていることを考慮して以下の対応を述べた。まず、岡場所から移転してきた遊女屋を新吉原以外の場所へ分けることを提案した。新吉原と岡場所それぞれの習俗を活かすことで、新吉原の古風な伝統を守りながら両所を繁盛させようと考えたのである(④)。それにより、市中の不正な囲妾もいなくなると予測している(⑤)。さらに、新吉原一廓では密通など倫理を乱す行為が横行する可能性があること(⑥)、寛政改革でも場末の岡場所は撤去されずに最近まで端々料理茶屋・水茶屋の名目で許されてきたことを述べた(⑦)。そのうえで、「規定」の改正は町奉行所ではなく、先例に従って町年寄に対応させるとある(⑧)。以上が、町奉行の上申内容である。幕府は、天保十三年に岡場所の遊女屋を新吉原へ集住させることで市中の風俗取締りを図ったが、隠売女と入れ代わるようにして囲妾が急増した。ところで、「嘉永五年十月上申書」において町奉行は、

「囲妾に紛れた隠売女の法的処罰が困難であると判断し、風俗取締りよりも勤番や町方の召仕、囲妾が勤めを果たすことを優先した。一方で「嘉永六年四月上申書」によれば、岡場所遊女屋の流入によって新吉原内で新旧遊女屋間の対立が深まったほか、当初の目論見に反して新吉原の景気も回復しなかったとある。つまり、町奉行は、岡場所出身の遊女屋を新吉原から引き分けて廓内の秩序や習俗を守ること、遊所の増設によって勤番や町方の召仕の性的欲求を満たすこと、不正な囲妾と隠売女に紛らわしい者を引き分けた遊所の遊女にしてしまうこと、これらを同時に実行しようと考えたのである。」

第三章 新吉原で生じた不都合

本章では、天保改革の目玉政策でもあった、(1)株仲間解散・(2)別改め・(3)隠売女取締りの三つに注目して三種「規定」の変化を分析したい。

(1)株仲間解散による影響

「弘化規定」の作成理由が、株仲間解散によって新吉原で生じた不都合の改善にあつたことは前述した。では、具体的には何が不都合であつたのだろうか。再度、表を確認したい。No.61 a・bと62 a cは、いずれも新吉原にいる質屋の不正を取り締まるための箇条である。うち、No.62 a cの該当史料を以下に引用する。

a 「寛政規定」

質屋共義、是迄有来候軒数二相定、拾人程ツ、組合仲間相立、紛失物は不及申、右体不埒之質物取方致間敷義、且外商人二而、質物取候類之儀等相互二調合、猥二無之様申合可致事

b 「弘化規定」

質屋共儀、名主支配限り紛失物は不及申、右躰不埒之質物取方致間敷儀、且又商人ニ而、質物取候類等、相互ニ調合、猥ニ無之様可致事

c 「嘉永規定」

一 質屋共義、是迄有来候軒数ニ相定、拾人程ヅ、組合仲ケ間相立、紛失物は不及申、右躰不埒之質物取方致間敷義、且又商人ニ而、質物取候類之義等相互ニ調合、猥ニ無之様申合可致候事

〔遊女質物入候節、質屋共相對ニ取引致、不如法之儀間々有之、遊女共身詰りニ相成候間、兼てやりて女・客廻し男共名宛ニ

て通帳面差出し置、右之者請合にて、質物取候様ニ仕、遊女へ損料物相貸不申様被仰付、若相背候者も有之候ハ、為過怠、質物損料物等取上、渡世相休罷在候様御取締被下置候ハ、相慎、正路ニ渡世可仕哉ニ奉存候、左も無之候えば、婦女子と謾り、兎角不正之渡世仕候族も御座候間、嚴敷被仰付被下置候様奉願上候、

外国人ニて、遊女より内々質物ヲ取候者も有之、遊女屋共迷惑ニ及候趣承候間、右等之義、質屋共え猶又嚴敷被仰付、相止候様仕度候、

これによると、「寛政規定」では、質屋組合仲間が不正に質物を取る者の取締りを行うとあるが、「弘化規定」では名主に修正している。しかし、「嘉永規定」に至って元の記載に戻しているのである。

また、「嘉永規定」で朱書された内容が願書の性質を有していることは前述した。この朱書の内容は、No. 61 i a・bの内容に対応しており、質屋・遊女間における取引上のトラブルを回避するための方法を記したものである。それによると、今後は、普段から遊女を監督する遣手女または客を案内する客廻し男が遊女の代わりに取引を請け合う形にしたいとある。

新吉原では、五町遊女屋仲間の下で茶屋仲間ほか諸商売人が従属的に支配されていた。²⁸⁾「規定」において組合仲間による同業者集団の取締りが期待されたことは、質屋の例でも確認し得る。「規定」が遊女屋の利益を守るために存在していたならば、遊女屋にとつて株仲間解散は、新吉原における自らの支配を脆弱化する要素を含んでいたといえる。ゆえに、「弘化規定」を作成することで支配体制の再強化を図ろうとしたのである。しかし、「弘化規定」が町奉行所の認可を得ることはなかった。

また、天保十二年（一八四一）十二月の株仲間解散の影響で作成された「弘化規定」の内容は、嘉永四年（一八五一）三月の諸問屋再興を契機に改善しそうに思われる。しかし、後の「嘉永規定」作成を踏まえれば、新吉原が抱えていた諸問題の原因が株仲間解散以外にも存在していたと考えて自然である。

(2) 人別の取扱

人別の取扱について定めた箇条は、表のNo. 24 i a・b・cである。

a 「寛政規定」

一 人別の儀毎年四月上旬人数高書上、同月人別帳仕立名主へ納置、月々増減之人別相調候儀外町並之通聊無籠略取計可申候事

但、遊女名前帳前々ヨリ仕来之通名主江差出置、増減之儀其度々遊女屋へ相届可申事

b 「弘化規定」

一 人別の儀者、天保十四卯年三月御触之通取調候事
一 遊女名前帳之儀、前々仕来之通、名主江差出置、増減之儀、其度々遊女屋へ相届可申事

c 「嘉永規定」

一 人別之義、毎年四月上旬人数高書上、同月人別帳仕立、名主え納置、月々増減之人別相調候義、外町並之通聊籠略なく取斗可申事、

但、遊女名前帳前々より仕来之通名主え差出置、増減之義其度々遊女屋より相届可申事、

〔御改正以来人別送り無之候えば、遊女奉公人参り候共、相断、召抱不申候処、口宿旅籠屋共人別送り之儀有無二不^(朱書)拘、飯売女召抱置、衣類其外遊女同様仕、過人数差置候間、吉原町遊女奉公人并遊女屋渡世之差障二相成候間、人別外之者を不召抱、過人数差置遊女同様不致取扱様、嚴敷被仰付被下置候様奉願上候〕

〔寛政規定〕には、毎年四月上旬に人別帳を作成して名主へ納め、月々に増減した分の人別調査は「外町並之通」に粗略なく行うこと、遊女の増減がある毎に「遊女名前帳」を名主へ提出することが記されている。新吉原では、同所以外の町々と同様の形で定期的な人別調査を行うとともに、遊女の増減に伴って新吉原独自に不定期の調査も実施していた。

〔弘化規定〕では、天保十四年（一八四三）三月の触の通りに調査することが指示されており、以下は「寛政規定」と同様である。同年三月二十六日、幕府は、人別改め令の改正に伴って江戸市中へ十条から成る町触を布達した²⁹。これは、「弘化規定」で言及された触の時期と合致する。

〔嘉永規定〕では、以下の内容を述べている。天保改革以降は人別送りが無くなったため、遊女奉公人が来ても断っていた。しかし口宿旅籠屋らは、人別送りの有無に関わらず、衣類その他を遊女と同様にした飯売女を多人数抱え置くため、新吉原の遊女奉公人や遊女屋渡世を営む者の支障となる。そのため、口宿旅籠屋らに対して

町奉行所より厳しく指示されたい。

天保十四年三月に改正された人別改め令は、在方の者が新規に江戸の人別に入ることを禁止した。そのうえで、奉公稼ぎや出稼ぎに際して免許状の所持を必須とするなど手続きを厳密化することで江戸の人口抑制を図った。改正後に人別送りが消失、すなわち、在方の者が江戸の人別に入れなくなったことで、本来は新吉原で受け入れられるはずの遊女奉公人が口宿旅籠屋に流れてしまった。結果として新吉原の遊女屋関係者が不利益を被る状況が生じたのである。

前述の通り、「弘化規定」に対して幕府が公的な認可を下すことはなく、引き続き「寛政規定」を使用することが指示された。しかし、本節の分析から、幕府法の影響を受けて「寛政規定」の内容が実質的に変化していたことは明白であり、ゆえに生じた問題こそ、「嘉永規定」で遊女屋が願った内容なのである。一見して同じ「規定」を用いているようでも、法文が有する意味は刻々と変化していた。

(3) 隠売女の調査について

隠売女の調査は、町奉行所のみならず新吉原側でも実施されていた。摘発した売女の取扱いについて定めた箇条が、表のNo.29 (a) cである。なお、「嘉永規定」は「寛政規定」に朱書する形式をとるため、加筆された内容と挿入箇所については★で対応させ、「嘉永規定」については加筆部分のみ引用している。

a 「寛政規定」

一 御当地町々隠売女之儀、古来今当所之もの相調、御訴申上候仕来二而、たとへ当所分御訴不申上、外分頭れ御吟味二相成候共、其節之売女之儀者、当所名主江御願被遊候二付、其砌手当致し、召連相帰候上★(1)、会所二おいて五町順番二而当番町之もの人数を仕分、当人名前を以鬪取致し、町

毎二鬮二当り候ものを引取、其町遊女屋江是又順番二預り、入用之儀者、町入用或者其町限之溜金を以出方致来候義二有之★(2)、尤右御吟味落着之節、女共三ヶ年当所江被下置候得者、町毎冥加金入札二而女共引取、右冥加金之儀者、遊女屋世話役之もの江預り置溜金二致、以後右体売女御願中之諸入用者、右溜金を以支払、過金之分者毎年十二月惣地主江割府致し候仕来二付、猶向後書面之通相守、壹町限勝手合之義決而致間敷候事

附右売女共之内、病気等二而引受人無之分者町内限居所手当致し、療養を加、当人も難儀不成様育遣可申事

b 「弘化規定」

一 隠売女之儀者、古来今当所之者相調、御訴申上候仕来二而、譬当所今御訴不申上、外今頭、御吟味二相成候共、落着之節、女子共三ヶ年之間被下置、当所名主江御預被遊候二付、其御致手当召連相帰候上、於会所五町順番二而当番町之者人数を仕分、当人名前を鬮取二致し、町毎二鬮二中候者(中)を引取、其町遊女屋え是又順番二預ケ、入用之儀者、町入用或者其町限之以積金致出銀来候儀に有之、尤町每人札二而女子共引取、右金子者遊女屋世話役之者へ預置、積金二致シ、以後売女御預中之諸入用等二仕払、過金之分者壹町限り積置、万一類焼等之節、大門并会所水吐尻非常口其外五町今差出候普請入用手当二致、勝手儘之儀決而致間敷事、附、右売女共之内、病気等二而、引受人無之分者、町内限り居所致手当、療養を加へ、当人も難儀不成様可致事、

c 「嘉永規定」

★(1) 隠売女探索度々仕候え共、御改正以来申訳ケ之ため困妾と

号、売女同様之稼仕候間、右御取締奉願上候、

★(2) 此義、文政年中より隠売女御召捕之節は、当人も御吟味中入牢被仰付、落着之節、三ヶ年之間吉原町え被下置候義二付、其後度々御召捕之節も、右之通二被為仰付候間、規定証文案文御改被下度事、

★(3) 売女冥加金諸入用仕払残金之分積置、探索入用等仕候間、惣地主割渡し候義相止申度段御願申上候処、弘化二巳年御間済二相成候間、猶右之通仕度候、

「寛政規定」では、以下の内容が述べられている。①吟味中の売女は新吉原へ連れ帰って五町のうち鬮に当たった町の遊女屋で順番に預かること、②費用は町入用または各町の蓄えで賄うこと、③吟味後に売女が新吉原に下げ置かれたら入札のうえ引き取ること、④入札で集まった金は遊女屋世話役の下で蓄えて売女預り中の費用に充てること、過金は毎年十二月に惣地主で割府すること、⑤病気の売女は町内で療養させること、以上である。

「弘化規定」では、「寛政規定」と比べて若干文章が前後したり、使用する語句に違いはあったりするが、「規定」の内容自体に変更は生じていない。

「嘉永規定」では、新たに(1)天保の改革以降、困妾とって隠売女同様の稼ぎをする者を取締ること、(2)文政年中より、吟味中は売女を入牢させて落着後に三年間新吉原へ下げ置くようになったため「規定」を改めること、(3)売女の入札で集めた金の残金を惣地主で割府することを止めて探索の費用に充てること、以上を願っている。新吉原は、従来の「規定」と異なる対応をしている現状を鑑みて、「規定」も改めたいと願ったのである。

前述の通り、改正「規定」は幕府の認可を受けなかったが、町年寄の監修つきで水面下で改めさせる場合も間々あったようである。

それにも関わらず、新吉原は幾度も「規定」の改正を願いつつあり、新吉原にとっては「規定」を改正するだけでなく、そこに幕府のお墨付きを得ることこそが重要なのであった。

おわりに

本稿では、「寛政規定」が幕末まで一貫して用いられた背景について検討を試みた。分析から判明した内容は、以下の三点である。

①三種「規定」のうち、「弘化規定」は一度認可される直前まで行ったが、新吉原内部の対立によって頓挫し、その後の幕府内における評議でも認可されなかった。幕府は、「弘化規定」に町奉行所の認可を与えても「寛政規定」同様に無益であり、そもそも遊女屋の「規定」に役所が関与する必要はないと判断したのである。

②天保改革で岡場所を一掃して以降、表向きは囲妾として隠売女に紛らわしい所業に及ぶ者が現れた。幕府は、法的処罰が困難であること、市中に囲妾がいることのメリットを鑑みて、目に余る者以外については容認する姿勢を示した。かつ、岡場所遊女屋の新吉原流入は同所で新旧遊女屋間の対立を招いたほか、景気も回復しなかった。以上の問題に対して、町奉行は、遊所を引き分けることで対処しようとした。

③新吉原は、「規定」を改正することで、同所における支配体制の再強化や、遊女屋商売の独占が阻害されている状況の改善、「寛政規定」の内容と運用の実態が異なる状況などの是正を試みた。結局のところ、「寛政規定」以外の「規定」は幕府の認可を受けなかったが、法文が有する意味や新吉原における運用実態は刻々と変化していた。新吉原は、「規定」の改正のみならず、そこに幕府のお墨付きを得ることを必要としていたのである。

ここで、前掲した石井良助の指摘について検討を加えたい。石井は、弘化・嘉永時期の「規定」が幕府の認可を受けたのか否かを確定していなかった。本稿において、「弘化規定」については、弘化元年に鳥居が「弘化規定」の案文を受け付けて以降、同件は後任に引き継がれて最終的には町奉行所で評議しない旨が決定したことを明らかにした。経過の詳細をたどると、弘化二年一月、南・北町奉行は、「弘化規定」を認める方向で合意したが、新吉原の茶屋が連印を拒否する可能性を考慮して再考を余儀なくされた。その後、同年三月に遠山が町奉行に就任すると、老中に対して「弘化規定」は保留すべき旨を上申したのである。^④

また、結論から言えば、「嘉永規定」は認可されていない。幕府が「寛政規定」の継続を指示した背景には、本稿の成果①のごとく、「弘化規定」の認可が一度頓挫したこと、町奉行所では「規定」の改正に関与しない方針を定めたこと、この二つの先例が大きく影響している。

他方、幕府は、揚代金訴訟の不受理や岡場所一掃といった天保改革の諸政策が、結果的には、繁華であるべきはずの新吉原を衰微させる原因となり、遊女の大安売りといった江戸の評判を損なうような事態を招いていることを把握していた。

つまり、幕府は、自らの威信に関わる事態への対処を迫られる一方で、「弘化規定」の先例があるために「嘉永規定」の作成には関与しなかった。町年寄の監修下で「規定」を改めることは容認しても、そこに幕府のお墨付きは与えない姿勢を貫いたのである。

しかし、これまでにも水面下で「規定」を改めてきたにも関わらず、新吉原は幾度も「規定」の改正を願いつつあり、新吉原が改正「規定」に幕府の認可を受けること、すなわち、幕府の權威をまともなれば同所の秩序を維持できない状況にあったことを

示している。³²⁾

その後、明治四年（一八七二）に至って、「新吉原町規定申合」（以下、「明治規定」と略記）が制定された。制定の背景について、曾根ひろみは、新島原遊廓の廃絶によって同所から移転してきた新参者の遊女屋や茶屋を「明治規定」で規制することで、もともと新吉原にいた遊女屋の利益を守ろうとしたと評価している。³³⁾ 曾根は、「寛政規定」と「明治規定」の違いについて次の点を指摘した。(1)「寛政規定」では、町政全体や遊女屋以外の業種も含めて居住者を規制したが、「明治規定」では遊女屋に対する規制が大半を占めた。(2)「明治規定」では、遊女屋の徹底した格付けを行う点に特徴がある。(3)「明治規定」では、「受払所」の新設によって揚代金の円滑な徴収・管理・配分を可能とした。(4)(3)によって、客の斡旋や揚代金の授受で成立していた「遊女屋・茶屋」の個別的な関係が解体し、明治政府が運上として揚代金の一割を自動的・強制的に収奪することが可能となったほか、茶屋は従来禁じられていた口銭を受取ることが認められた。(5)「明治規定」では、違反した遊女屋・茶屋を即廃業させるなど制裁の内容を厳格化した。もって、遊女屋が、茶屋に対する譲歩（口銭の合法化）と強制措置（罰則の強化）の両面から、茶屋と共存する方向に切り替えたと指摘する。

曾根が「明治規定」制定の背景として明らかにした内容は、本稿で分析した弘化・嘉永両時期の「規定」作成の背景と一致している。すなわち、新吉原は、「明治規定」制定に際して「受払所」を新設することで、茶屋口銭や遊女揚代金の取扱いに関して新吉原が抱えていた諸問題の解決を図ったのである。「寛政規定」制定以降、新吉原が待ち望んでいた「規定」の改正および公権力による認可の獲得は、明治政府の下でようやく実現した。

以上のように、三種「規定」の存在は、新吉原が「寛政規定」では

対処不可能な問題を弘化・嘉永両時期の「規定」によって解決しようとしたこと、それに対して幕府が難色を示していたことを如実に表している。そして、これらの改正「規定」には、新吉原で渡世を営む者が直面した課題や、是正に向けた要求の自身が記されているのである。すなわち、三種「規定」の比較・検討は、幕府と新吉原の関係を理解するうえで、また、幕府の都市政策と都市町人側の意向・要求との間に存在した認識の齟齬を知るうえで格別の意義を持つといえよう。

本稿では、「寛政規定」のみならず、弘化・嘉永両時期の「規定」の成立過程や、条文の変化などを含めて分析することで新たな知見を得ることができた。さらに、「寛政規定」が幕府の諸政策の影響を受けて変化していたこと、制定に際して新吉原が幕府の後ろ盾を必要としていたことも明らかにした。それらを念頭に置いて「規定」を分析することで、各時代の新吉原や新吉原と公権力の関係などについて、なお新たな側面が見えてくるだろう。本稿では、「規定」の史料的使用性を提示するに止め、細かな分析については今後の課題としたい。

注

(1) 原題は各冊で異なるが、本稿では総じて「規定証文」（「規定」と呼称する）。

(2) 石井良助『日本団体法史』（創文社、一九七八年）。

(3) 例えば、天保改革において、幕府が芝居の所替など盛場の繁栄を目的とした政策を講じた点（藤田覚『天保の改革』、吉川弘文館、一九八九年、同『遠山金四郎の時代』、講談社、二〇一五年）、同改革における岡場所の掃蕩が、当該期に幕府が抱えていた政治課題の解決と密接な関係を有していた点（拙稿「天保期江戸幕府の遊所政策―天保十三年法令に関する幕府役人の評議を中心に」、『総合女性史研究』四〇号、二〇一三年）などが明らかにされている。また、幕府が江戸市中の経済的メリットを念頭において遊

廓の増設を評議していた点(曾根ひろみ『娼婦と近世社会』、吉川弘文館、二〇〇三年)、上納金という名目で新吉原の遊女屋が生み出す利益に吸着していた点(宮本由紀子「吉原仮宅についての「考察」、地方史研究協議会編『都市の地方史―生活と文化』所収、雄山閣出版、一九八〇年)なども指摘がある。

(4) 塚田孝『身分制社会と市民社会―近世日本の社会と法―』(柏書房、一九九二年)。

(5) 曾根ひろみ「明治4年「新吉原町規定申合」成立の意義―遊女屋の仲間的結集―」(『歴史学研究』九二六号、二〇一四年)。

(6) 前掲注(4) 塚田孝著書。前掲注(5) 曾根ひろみ論文。

(7) 請求記号、ヲ〇六・〇二四二〇。

(8) 前掲注(2) 石井良助著書。条数について、塚田は全七六条、石井は全八一条、曾根は全八二条としているが、これらは各人が便宜上付したものである。本稿では、石井と同じく全八一条として分析を進めていく。

(9) 前掲注(4) 塚田孝著書。

(10) 前掲注(5) 曾根ひろみ論文。

(11) 前掲注(2) 石井良助著書。「弘化規定」については、石井の個人所蔵であった史料を底本とする。著者が確認したところ、現在は江戸東京博物館の石井コレクションに収蔵されている。原表題は『新吉原新規定証文全』で、写本である。「嘉永規定」については、同じく石井の個人所蔵であった『新吉原町規定証文抜書』を底本とする。同史料については、現在の所蔵先が確認し得ないため、本稿では石井の翻刻を用いる。なお、嘉永・弘化両時期の「規定」は、厳密には「規定」ではなく、「規定」の案文である。本稿では、表記の煩雑さを避けるために統一して「規定」と表記する。

(12) 前掲注(2) 石井良助著書。

(13) 本史料(国立国会図書館所蔵『市中取締類集 吉原規定之部』、一九コマ)の末にある「申十二月」より年代を比定した。以降は史料名を『市中』と

略記する。『市中』は、天保改革期に町奉行所に新設された市中取締掛が、同所における執務の便宜を図るために作成した先例集である。本稿の分析に見えるように、「規定」の改正に関する評議なども収録している。

(14) 『市中』、一四―一九コマ。

(15) 『市中』、五―七コマ。十二月二日に天保から弘化へ改元している。

(16) 『市中』、八コマ。

(17) ①②の上申に対する老中の返答の有無については、この史料からは判断できない。

(18) 『市中』、二〇コマ。牧野の返答と中田の申渡しの日付は、それぞれ史料の頭にある朱書「酉正月廿日挨拶下札来ル」と「酉正月廿三日於吟味所中田新太郎申渡」より比定した。

(19) 『市中』、二一・二二コマ。

(20) 「市中取締筋其外町奉行上申」(東京都編『東京市史稿』産業篇、第五八、東京都、二〇一七年)、五九九―六二四頁。

(21) 女髪結は女性の髪を結うことを生業とした者を指し、隠売女は江戸新吉原など公許の遊廓における遊女とは異なり、非公認の場所で違法な労働に従事した女性を指す。

(22) 前掲注(3) 曾根ひろみ論文。

(23) 「A」の(中略)部分から引用した。

(24) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第十四卷(塙書房、二〇〇〇年)、一三五―五四号。

(25) 「新吉原町遊女屋水続方対策上申」(東京都編『東京市史稿』産業篇、第五八、東京都、二〇一七年)、六九六―七〇二頁。

(26) 天保十三年三月に実施された江戸市中の岡場所一掃を指す。

(27) No. 61 a・bの原文は、次の通りである。

[No. 61 a]

一 吉原町質屋共儀者、遊女共衣類等質物ニ取候処、女子供之対談ニ付不東

之仕方等も有之哉、其上其品質置損料取立候二付、自然与外色品代金之方滞多、身分片付之節等難儀致し差支候も有之候由、以来相互二不法之儀無之様正路二可致候事

附外商人二而内々質物取候も有之、右者質屋共之損料二而借受候品を内々質二取候族も有之哉之趣、甚不埒二候間、以来質屋仲ケ間入不致、質物取引致候もの有之候ハ、名主江申立、糺之上右質物無代二而為差返可申候事

[No. 61 - b]

一 吉原町質屋共儀者、遊女共之衣類等質物二取候処、女子共之対談二付不束之仕方等も有之哉、其上其品損料二而貸置損料取定候二付、自然与外色品代金之方滞多、身分片付候節等難儀いたし差支候も有之候由、以来相互二不法之儀無之様正路二可致事

附外商人二而内々質物取候も有之、右者質屋共之損料二而借受候品を内々質二取候族も有之哉之趣、甚不埒二付、以来素人二而質物取引致候者有之候ハ、急度申立取調之上、右質物無代二而為差返可申、勿論遊女禿之直二質物取候儀者堅致間敷事

(28) 前掲注(4) 塚田孝著書。

(29) 坂本忠久『天保改革の法と政策』(創文社、一九九七年)。

(30) 藤田寛『天保の改革』(吉川弘文館、一九八九年)、一三二―一三三頁。

(31) 「弘化規定」に關する石井の疑問は、史料末尾の記述に基づいたものである。該当する箇所を掲示する。なお、傍線部は、筆者が原本を確認したうえで、石井の翻刻から漏れていた箇所を補ったものである。

右条々前々之規定猶又改正候二付、永久堅相守可申候、為後日連印致置候処、仍如件

弘化二己年正月

新規定証文

南島居甲斐守様御勤役中、一旦伺済、其後此規定ハ不及沙汰、先前より

有之候寛政規定証文之通可相守旨被仰渡、右見出し候間、後來見合之ため付与焉、

巳四月

右十九日入口被申候

省三殿

竹島春行

これについて、石井は、「この規定証文は弘化二年正月にでき、南町奉行鳥居甲斐守勤役中承認されて施行されたが、その後この規定証文は用いられず、寛政七年の規定証文が用いられた」と解釈した。そのうえで、弘化元年(一八四四)九月に町奉行を辞職した鳥居が「弘化規定」を認可するはずがなく、「この後書は信用しえない」と評価したのである。

しかし、この史料は、弘化二年から見て過去の話をしているため、鳥居が町奉行を務めていた時期に「弘化規定」の伺いがあったが、認可されなかったと解釈すべきであろう。本稿の分析からも、鳥居が「弘化規定」の案文を受付けた一方で、承認・施行には関与していないことは明らかである。

(32) 高木まどかは、同『近世の遊廓と客―遊女評判記にみる作法と慣習―』(吉川弘文館、二〇二〇年) 六三頁において、「嘉永規定」は町奉行所の認可を受けなかったが、実際には効力を有していたと指摘した。しかし、高木が「嘉永規定」に「効力はあった」と述べる根拠が示されていない。新吉原が、同所の秩序を維持するために幕府の権威を必要としていたならば、幕府の認可を受けなかった「嘉永規定」もまた、新吉原が望むような効力は有していなかったといえよう。

(33) 前掲注(5) 曾根ひろみ論文。新島原遊廓は、慶應四年(一八六八)八月に築地の居留地に設立された。実質的な営業期間は二年ほどで、明治四年五月には廃絶の方針が確定する。

〔査読を含む審査を経て、二〇二三年九月十二日掲載決定〕

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)